

### Ⅲ－７－３ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 景観形成重点地域：街路景観地域 歴史的な街路

<b>基本方針</b>		城下町としての名残をとどめる五の字の町割りや街道は、盛岡固有の景観であり、その場にしかない落ち着いた風情が感じられることから、素材、色彩、壁面の位置等のきめ細かい配慮により、歴史性のある佇まいが、現代の生活文化、暮らしに活用され維持保全されるような景観形成を目指します。
<b>届出対象行為</b>		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
<b>指針</b>	<b>位置</b>	・ 寺社や旧城下町の風情を残す歴史的まち並みとの関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
	<b>高さ</b>	・ 歴史的なまち並みを継承するため、建築物等の高さを低層に抑える配慮をすること。
	<b>形態・意匠</b>	・ 屋根、軒及び壁面の位置、形態及び意匠等に和風の共通性のあるまち並みでは、これらを継承し、屋根、軒及び壁面の連担性に配慮すること。 ・ 旧城下町の町割を今に残すクランク型の道路の角地に接する敷地においては、建築物の正面性を重視するとともに、旧町名又は界隈の場所性から醸し出される風情に調和した和風の建築物の意匠に配慮すること。 ・ 建築物の形態及び意匠については、極力、和風の二段屋根とするよう配慮すること。 ・ 駐車場の外周及び自動車車庫については、交通の安全や防犯に配慮の上、前面道路等に露出させないよう、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・ 近傍に歴史的な建造物等の景観資産がある場合は、景観資産としての価値を引き立て、かつ共通性を創造していく配慮をすること。
	<b>色彩</b>	・ 色彩は、無彩色又は彩度の低い素材感のあるものとし、城下町の歴史的景観に調和させるよう配慮すること。
	<b>素材</b>	・ 前面道路及び公衆から望見出来る敷地境界部の塀は、土塀、板塀、築地塀及び生け垣等とし、和風の形態、意匠及び色彩に配慮すること。
	<b>緑化</b>	・ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	<b>屋外広告物</b>	・ 屋外広告物については、極力、自己の用に供する広告物のみとし、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観との調和に配慮したものとすること。
	<b>その他</b>	・ 建築物等の解体撤去後の跡地については、更地のままとせず、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・ 物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。
<b>勧告基準</b>	<b>色彩</b>	・ 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・ 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。
	<b>建築設備</b>	・ 道路に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
<b>備考</b>	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	